

2. 韓国における裁判外紛争解決(Lee氏)

◆ 概要

- 不服申立前置主義
 - ・ 国税庁・国税審判所 → 裁判所
- 紛争防止策: APAの活用
 - ・ 2016年現在 申出551件、終了379件(ユニラテラル含む)
 - ・ 終了のうち、二国間MAP合意209件(対13カ国)
- 裁判所内調停 (In-Court Mediation)の活用
 - ・ 不服申立不要の、裁判官主導による裁判外紛争解決
 - ・ 税務当局は裁判官による勧告を尊重(同意義務なし)

6

◆ 仲裁、調停等が浸透しない理由

- 公的機関における文化的障壁
 - ・ 行政処分の公正性を強く重んじる儒教思想
- 二国間条約・MLIともに仲裁条項採用なし
 - ・ 合憲性、手続法の必要性(租税法律主義)
 - ・ 仲裁人が国内法に精通している必要性

◆ MAPをより効果的にするアイデア

- ・ MAPに期間制限及び仲裁の自動開始プロセスを導入
- ・ MAP促進の代替手段として非拘束調停プロセスを導入

7

3. 相互協議の有効性を支えるメカニズム

◆ BEPS行動14ピアレビュー (Douma氏)

- 韓国・オランダ・英国の例(第一ステージ)-
- いずれも肯定的なレビュー結果
- 多少の改善勧告
 - ・ MAP処理期間を短縮すること
 - ・ 濫用防止条項適用時のMAP申立てを可能とすること
- パネルからのコメント
 - ・ 各国のMAPの透明性が高まり、企業にもメリットあり
 - ・ "Sugar Coating"効果?

8

◆ 事前タックスルーリング(ATR)

- 納税者・税務当局間における潜在的紛争を解決するための透明・効率的・有用な手段
- 適正な運用のために
 - ・ 事実や法解釈に真の不確実性がある場合に限り利用
 - ・ 両当事者間の信頼、完全な透明性が必要
 - ・ 両当事者の過剰な"友好関係"が他所での不信感を招く
- ATRに対する信頼の構築
 - ・ OECDの施策 - 自発的情報交換、有害税制フォーラム
 - ・ EUの施策 - 義務的自動的情報交換、ATRガイドライン

9

◆ 専門家による決定(Expert Determination)

- 納税者-税務当局間、もしくは税務当局間における議論の行き詰まり時、外部専門家の意見を参考にする方法
 - 拘束力のある決定
 - 助言的意見
- メリット: 専門家の持つ特殊技能、知識、経験により、解決の障害となっていた技術的問題を打破することが可能
- 参考: OECDモデル条約25条コメントリー(para 87)

10

4. 租税紛争解決メカニズム各論(Nias氏)

◆ 補完的紛争解決(SDR)

- MAPを補完する手段の必要性(OECD 2004, 2007)
- SDRに対する幅広いサポート
 - ・ OECD
 - 実効的相互協議マニュアル(MEMAP) 2007 (para 3.5.2: 調停)
 - OECDモデル条約25条コメントリー(para 86: 調停, 87: 専門家による決定)
 - Forum on Tax Administration MAP Forum (FTA) の取組み
 - ・ UN 租税小委員会
 - 非拘束紛争解決(NBDR)メカニズム(2016)
 - UNモデル条約25条コメントリーの改訂(2017) -NBDRへの言及
 - 紛争解決に関する国連ハンドブック(作成中)

11

◆ 協働的紛争解決(CDR) -英国の経験-

➢ 特徴

- ・ 納税者-税務当局間の自発的な非拘束紛争解決プロセス
- ・ 納税者と税務当局の協働作業環境
 - 問題共有、両当事者の主張に対する理解、議論への主体的関与
- ・ 議論の発生(例:調査・照会・異議申立て)時からの総合アプローチ
 - タイムテーブル、ディシジョンツリーの協働策定、合意の形成
- ・ 専門家による決定、ファシリテーション、調停、または仲裁の活用が可能

➢ 英国における経験

- ・ 租税紛争は可能な限りCDRで解決

12

◆ 協働的紛争解決(CDR) -英国の経験-

➢ CDRのメリット

- ・ 費用及び時間の節約、既存人材の活用
- ・ 訴訟及び仲裁(25条)のニーズの減少
- ・ 紛争解決の効率性の向上

➢ CDRのクロスボーダー紛争への適用

- ・ 租税条約25条に相反しないが、同条の仲裁条項には従属せず
- ・ MAPを補完するだけでなく、より早期段階からの紛争への取組みを可能にするメカニズム
= "MAP gap" への対応

13

第72回IFA年次総会 (Seoul) 報告

セミナーE: IFA/OECD共同セミナー

- ・ OECDの最新情報(OECD Update)
- ・ 米国税制改正の影響(US Tax Reform)
- ・ デジタル化に関する税務上の問題点(Digitalization)

1

目次

I. OECDの最新情報

- 1. BEPS行動の実施状況、2. 税の確実性、3. MLIの最近の状況、4. 情報交換、5. 各国の税制改革

II. 米国税制改正の影響

- 1. 概要、2. 技術的側面、3. 安定性の考察、4. 世界的背景における税制改革

III. デジタル化に関する税務上の問題点

- 1. OECD中間報告(2018年)と最近の動向、2. デジタル化と将来の議論

2

パネルのメンバー

➢ 議長

- ・ **Stef Van Weeghel** - Professor of International Tax Law, University of Amsterdam & Global Tax Policy Leader, PwC, Netherlands

➢ パネルメンバー

- ・ **David Bradbury** - Head of the Tax Policy and Statistics Division, OECD
- ・ **Daniel Gutmann** - Professor of Tax Law, Université Paris-1 Panthéon-Sorbonne, Partner at CMS Francis Lefebvre Avocats, France
- ・ **Pam Olson** - US Deputy Tax Leader and Washington National Tax Services Leader, PwC US, USA
- ・ **Akhilesh Ranjan** - Principal Chief Commissioner of Income Tax, Government of India, India
- ・ **Pascal Saint-Amans** - Director, OECD, Centre for Tax Policy and Administration

3

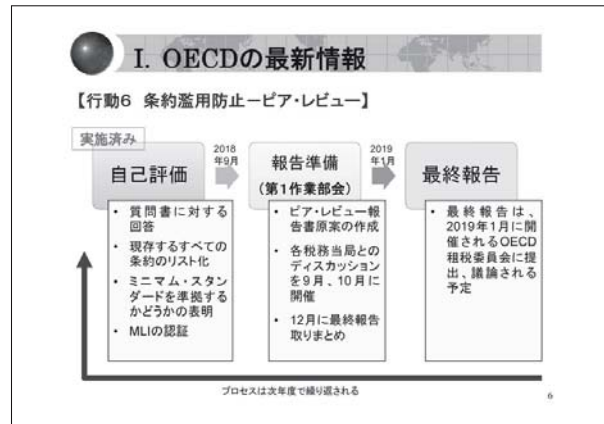
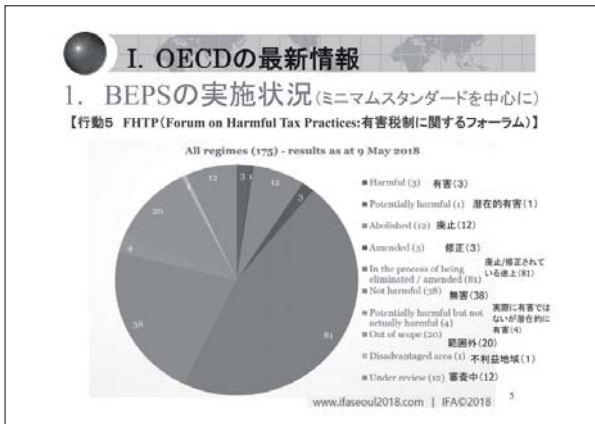
I. OECDの最新情報

【2回目のBEPSの進展状況に関する包括的枠組みのレポート】



- 116のメンバー国に承認され、2018年の7月に開催されたG20金融蔵相会合においてリリースされた。
- 2017年7月からのBEPSの各種方策の実施における主要な進展及び4つのミニマム・スタンダードに関するピア・レビューの結果
- いくつかの国によって提案されたBEPSの諸方策の実施に関する改正事項と納税者の対応状況について述べられている。

4



I. OECDの最新情報

【行動13 国別報告書-ピア・レビュー】

- 2018年5月に最初のピア・レビュー報告書がリリースされ、95の国と地域をカバー。
- 多国籍企業に関する国内フレームワークの不満。
- 主な問題として、ローカルファイリングの懸念される範囲、ガイダンスと矛盾する定義、及び使用に関する明確な制約の欠如
- 勧告とモニターされる領域は、次回のピア・レビューでフォローアップされる(2019年中頃までに完了予定)。

I. OECDの最新情報

【行動13 国別報告書-ピア・レビュー】

【国別報告書の提出】

- 2016年に、57の税務当局が国別報告書の提出の義務付け又は自主的な提出を実施
- これらには、収入の閾値を超える、ほとんどすべての多国籍企業の究極的親企業を管轄する地域を含んでいる
- トータルで、約70の税務当局において、現在、提出義務を課している(2018年以降も含めて)
- 15以上の税務当局は、最終のものに近い法令を登録している
- 20を超える税務当局では、(国別報告書の)実施を開始しており、それは初期段階にある

【国別報告書の交換】

- 国別報告書の最初の交換は、2018年6月に行われた。
- 1500(1700(2018.7)を超える情報交換が以下の税務当局間で活発化されている。
- 70(最新(7月)72)の権限ある当局の多国間合意(MCAA)を行った税務当局間
- 28のEU加盟国の税務当局間
- 適格な権限ある当局の二国間合意(QCAA)を行った税務当局間(米国と35以上の税務当局との間の二カ国間合意を含む)
- く少数の税務当局は遅れているが、現在、実施に向かって取り組んでいる。

